

令和 7 年 6 月 2 4 日
古 河 市 役 所

職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分を行いましたので、古河市職員の懲戒処分等の公表基準に基づき公表します。

1 交通事故（公務外）

- ・被処分者 教育部 主幹 30代
- ・処分内容 戒告
- ・処分日 令和7年6月24日
- ・根拠法令 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
- ・処分理由 被処分者は、令和5年12月24日(日)、自ら運転する自家用車
(概要) を走行していた際、進行方向前方を走行していた自転車に接触する交通事故を起こし、自転車の運転者に加療約18日間を要する右ひじ打撲の傷害を負わせた。

2 交通事故（公務中）

- ・被処分者 市民部 課長 50代
- ・処分内容 減給10分の1（1か月）
- ・処分日 令和7年6月24日
- ・根拠法令 地方公務員法第29条第1項各号
- ・処分理由 被処分者は、令和7年3月3日(月)、古河市役所古河庁舎駐
(概要) 車場内において自ら運転する公用車を発進した際、公用車を同駐車場に設置されていた石ブロックに接触させた。また、本件事故に関し、古河市職員服務規程により義務付けられた事故報告を適切に行わなかった。
- ・監督責任 指導監督不適正として、上司2名に対し、以下のとおり措置を行いました。
市民部 部長（事故当時 市民部副部長） 訓告
産業部 部長（事故当時 市民部部長） 訓告

市長コメント

法令を遵守すべき職員が、このような事故を起こしたことについて、市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

改めて、職員に対し、安全運転や公務員としての倫理及び服務規律の確保について周知徹底を図り、再発防止に努め、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

問合せ先 古河市役所 総務部 職員課
電話 0280-92-3111（内線 2223・2224）